

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年9月22日（金）午前10時 委員会室

出席委員（7名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子 西 野 太 一
矢田貝 香 織

欠席委員（1名）

土 光 均

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】藤岡部長

[市民一課] 小乾課長

[市民二課] 田村課長 坂本市民相談担当課長補佐

[保険年金課] 吉持課長 足立年金医療担当課長補佐

[市民税課] 長谷川次長兼課長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐

山内市民税担当課長補佐

[固定資産税課] 永江次長兼課長

[収納推進課] 大野原課長

[環境政策課] 木下次長兼課長 宮脇環境保全担当課長補佐 大塚環境保全担当主任

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐

遠藤施設管理担当課長補佐

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 久保福祉政策担当課長補佐 赤江福祉政策担当主任

[障がい者支援課] 米田課長 松原計画支援担当係長

[長寿社会課] 足立課長 荒松介護保険第二担当係長 秦介護保険第二担当主任

[健康対策課] 渡部課長 小西新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

[フレイル対策推進課] 頼田課長 井原課長補佐 古磯事業推進担当主任

【こども総本部】瀬尻部長

[こども政策課] 長谷川次長兼課長 永見子育て政策担当主任

[こども相談課] 松竹課長 山川課長補佐兼発達支援担当課長補佐

[こども施設課] 斎木課長 榊本子育て施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾課長 松永課長補佐兼子育て支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】長谷川局長兼こども政策課長

[こども政策課] 遠藤課長補佐 木村学校政策担当課長補佐

[こども施設課] 斎木課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾課長 植田就学支援担当課長補佐

[学校教育課] 西村次長兼課長 岡田課長補佐兼人権教育担当課長補佐

仲倉課長補佐 平野担当課長補佐

[生涯学習課] 毛利課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 永瀬図書館長

[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【経済部】

[文化振興課] 原課長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍聴者

伊藤議員 稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 門脇議員

田村議員 津田議員 又野議員 松田議員 森谷議員 吉岡議員

報道関係者 2人 一般 0人

審査事件及び結果

議案第73号 米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第74号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第75号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

陳情第37号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について [不採択]

報告案件

- ・令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について [教育委員会]
- ・公立保育所の統合・建て替えの状況について [こども総本部]
- ・第14回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について [市民生活部]
- ・新しいごみ処理施設（中間処理施設）稼働に向けた本市の分別区分（案）の検討状況について（中間報告） [市民生活部]
- ・令和4年度地域密着型サービス事業者公募選定に関する経過報告について [福祉保健部]
- ・新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種について [福祉保健部]

~~~~~

**午前10時00分 開会**

○今城委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

土光委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、9月11日の本会議で当委員会に付託されました議案3件及び陳情1件について審査するとともに、6件の報告を受けたいと思います。

初めに、陳情第37号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、鳥取県教職員組合西部支部の西田周郎様に出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますのですが、説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、西田様、お願いいたします。

**○西田氏（参考人）** 皆さん、おはようございます。鳥取県教職員組合西部支部で書記長をしております西田と申します。本日は、このような機会を設けていただきありがとうございます。

それでは、早速ですが、陳情の説明のほうに移りたいと思います。

端的に言いますと、早急に国の責任で教職員の配置を手厚くしてほしい、そのための予算をつけてほしいというのが趣旨でございます。

陳情理由にも書いておりますように、学校現場のほうは貧困、いじめ、不登校や、特別支援教育の対象となる児童生徒の対応など、学校を取り巻く状況がますます複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は増大しております。より丁寧な指導であるとか、支援、対応をしていかねばなりません。当然ながら、学習につまずきがある児童生徒には個別で対応をしておりますし、そのために、きめ細やかな支援や指導をしていくために、打合せ等が必要になってきます。多くの学校では時間をかけて打合せをし、今後の方針などを話し合っただけで対応をしております。

また、それ以外でも、例えば勤務時間開始前、大体8時頃にはもう児童生徒が登校してきますので、その対応をしたりであるとか、教職員の昼休みは実質はなかなか取れない状況もございます。休み時間に児童生徒の対応であったり、相談に乗ったりとかいう大事な時間にもなっております。それとあと、保護者への対応や連絡も必要に応じて行っておるんですけども、なかなか夕方じゃないとお仕事の関係等でつながらないケースが多かったり、報告資料の作成や調査ものの作成に時間がかかったり、あるいは場合によりましては行事の準備の打合せ、特にまた外部の方とのやり取りも状況によっては必要になってきますので、これがまた日中にやっついていかないといけないということで、なかなか授業の準備とか教材研究のほうも、勤務時間も終わってからもう夜遅くになってからということが多いです。ですので、授業準備の時間を確保することが困難な状況になっております。

それで、陳情項目を今回は5点上げております。1番から3番は昨年とほぼ同じ内容で、今年度、4番と5番のほうを追加しております。

1番に関しましては、2021年4月に義務教育標準法が改正され、小学校の学級編制基準が、2025年度までに段階的に40人から35人に引き下げられていく法律が成立しております。現行はこの法は小学校にしか適用されておられませんし、中学生にも必要だということは当時、文部科学大臣のほうも必要性のほうは認めております。中学生や高校生においても、思春期を迎え、複雑な悩みを内面に閉じ込めてしまうこともあったりしますので、本当により丁寧な支援、指導をしていくためには、1クラスの人数を減らすことや、複数教員、少人数指導等を行うことによって、授業をはじめ様々な場面で、より一人一人に目が行き届き、きめ細やかな指導をしていくという必要性がございます。

項目の2番に関しましては、長時間労働を是正し、教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるために、授業時間の持ち時間の軽減であるとか、小学校の専科

の加配の増員、あるいは養護教諭、スクールカウンセラーなど、少数職種や専門的職種の基礎定数化など、教職員定数改善を推進していただきたいと思っております。また、養護教諭の国からの加配がなくなったということで、後藤ヶ丘中学校のほうでは、以前は養護教諭が2名配置されていたんですけども、昨年度と今年度は、今ちょっと1名になっているという現状もございます。

それと、項目の3番に関しましては、鳥取県のほうでは国に先駆けて、小学校は段階的に30人学級、中学校は1年生33人、2、3年生は35人学級をもう既に実施しています。国の基準よりクラスが増えた分の教員は、非常勤講師で賄ったり、市町村も含めた負担をしたりすることによって実施されています。ちなみに、市町村のほうは増えた学級1学級当たり200万円負担をしています。米子市の場合、今年度の予算を見ていると、多分、小学校のほうは少人数学級実施事業費ということで、25学級分5,000万円、中学校の少人数学級実施事業費、これ2年生、3年生のみですけども、16学級分3,200万円、合計8,200万円、負担を米子市のほうがしています。国の施策、制度として、定数改善に向けた財源を確保、保障すると、この8,200万円はまた違った形で米子市の子どもたちに還元できるのではないのでしょうかというふうに思っております。

それとあと、今回の陳情項目4番と5番、新しいものですけども、4番に関しましては、やはり教職員を目指す人が増えるように人の増員であるとか、業務の見直し、あるいは給特法の抜本の見直しをはじめとする処遇改善等の財政措置を講じていただきたいということ。

それと、5番に関しましては、今年度から定年退職者が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられています。令和13年の4月に定年が65歳、そこで完結ということですけども、2年1回、定年退職者がいない年があるというところで、定年退職者がいない年についても新規採用者を毎年、計画的に確保して、定数を増やしていくとともに、定年引上げ期間中の一時的調整など、必要に応じた教職員の定数加配措置や財政措置を講じるように、国に要望していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、ちょっと重なるところもございますけれども、少人数学級は子どもや家庭ともより丁寧に関わることが出来ますし、教職員がゆとりを持って子どもと関われるよう、向き合えるように教職員を増やすということは、本当に国の責任だというふうに思っております。

以上の観点から、2024年度政府予算編成において陳情項目が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係への意見書提出を陳情いたします。以上です。

**○今城委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 質疑を終結をいたします。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員及び伊藤議員の説明を求めます。

初めに、又野議員。

又野議員。

**○又野賛同議員** 皆さん、おはようございます。賛同理由について簡単に述べさせていただきます。先ほどもありましたけれども、学校現場では不登校、いじめをはじめ、ほかに

も様々な個別対応というのがたくさん出ているのが現在の学校現場の状況だと聞いています。そのためにやはり国のほうも、鳥取県においてもですけれども、少人数学級を進めているということです。それはもう共通の理解になっているとは思いますが、学校現場のほうでは、さらにやはり少人数にしてもらわなければ、対応が難しいという声が上がっているのも聞いております。国では35人、鳥取県では30人という話になってますけれども、その差の分もやはり国のほうで少人数学級、さらに進めることによって財源を国のほうで確保してもらおうということも大事なことです。

そして、さらに少人数学級、進めていくということも、諸外国の状況を見れば、OECD諸国の平均でもいけば22人ですとか、それぐらいの人数が学級の人数だということになっておるようです。そのことを考えても、やはり日本ではまだまだ少人数、進めていくべきだと考えておりますので、この陳情に賛同いたしました。以上です。

**○今城委員長** 次に、伊藤議員。

伊藤議員。

**○伊藤賛同議員** 私も陳情第37号の賛同理由を簡潔に述べさせていただきたいと思えます。米子市の学校現場も、皆様、御承知のように教員の多忙化は大変な問題となっております。国のほうも社会問題として、国、県、市、学校も含めて効率化の工夫やら、いろいろ改善の兆しも少しずつやってきてはおりますが、まだまだ現場では大変な状況だと認識しております。その一つの要因としても教員不足がございます。支援の必要な子どもたちの対応も丁寧にしていただいておりますので、不補充の実態なども本会議、門脇議員も言及されたように米子市でも11名、不補充というふうになっております。今後も教員不足はますます深刻になってまいりますし、また、それに併せて少人数化ということで大変厳しいなというふうに思っております。豊かな学びの実現、また教職員定数改善ということを図って、また政府予算に係る意見書採択の陳情に、以上の理由から賛同いたします。以上で終わります。

**○今城委員長** 賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

では、戸田委員から。

**○戸田委員** この問題については、いろいろと議論があるわけですが、段階的に政府は、この問題には取り組んでいっておるのではないかなと私は理解しております。そうした中で今、教育現場も多種多様化、いろいろと議論があるわけですが、この問題を一挙に解決するというのは、相当な予算を要するものではないかなと私は理解しております。大きな予算が必要であるということの観点から、私はこの陳情については不採択、採択しないことを主張したいと思います。以上です。

**○今城委員長** それでは、西野委員。

**○西野委員** 私も戸田さんと同じで、戸田さんの言ってくれたことに付け加えて、現在小学校で段階的に引き下げられているので、まずは小学校から完全にやっていただいてから、次の段階に向かっていけばいいのではないのでしょうか。

また、教職員の処遇についてですけど、例えば、テレビで先日やってたんですが、宿題をなくして生徒の自主性に任せる、そのことによって教員の負担がかなり減って、休み時間などを生徒と和気あいあいと過ごせるみたいなことがあるんで、そういった動きとかもしていけばいいのかなと思うので、そういうこともありますし、あとは中学生、高校生が1クラス35人、30人に減って、一人一人に目が行き届く、それはもう小学校ぐらいでいいんじゃないかなって。中学校、高校生、自分に置き換えると、何かクラスの人数多いほうが楽しいような気もするんで。今の段階で中学校、高校生をクラスの人数30人に引き下げるといって、小学生はやっていただきたいんですが、中学校、高校生はそこまで必要なのかなというのが僕の中でありますので、不採択をお願いします。

**○今城委員長** 次は、錦織委員。

**○錦織委員** 私は採択を主張したいと思います。ちょっとこの委員会が始まる前にも、教員不足ということを少し話したんですけど、お隣の島根県が全国で一番教員が不足していると、その次がどっかで3番目が鳥取県だって、公立の学校ですすね、教員が少ないという何か報道もされているようなんですけども。それと、気になるのが病欠の教員が結構いらっしゃるといって、産休や育休、病休の教員が増えると、当然ながら教員の数はさらに足らなくなりますし、小学校では教員不足によって本来は授業しない教員、管理職が教壇に立つというケースもあるようです。

中学校や高校では、同じ専門科目の教員の穴埋めのために、受け持つ授業が増えて教員1人当たりの負担が増える、こういった傾向もあります。子どもさんへのきめ細やかな指導だとか対応、授業準備、そういったことを本当に十分にするためには、やっぱり時間が足りないですし、専門職として教員が安心して教育者の誇りを持って生き生きと働ける条件をつくるということのためにそういったことをするという事は、取りも直さず、豊かな学びを子どもたちに保障するということが返ってくるので、ぜひとも、この教職員の定数改善を図る、こうした陳情には採択をしていただきたいと私のほうからも思っております。以上です。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** 私も採択でと思っております。5点、今、書記長がそれぞれ項目を上げて説明されましたけれども、とりわけやっぱりこの項目というのは外せない項目だろうかと、現場を知る限り思いました。職場の資料等も見させてもらったりする中で、少人数学級の検討、そして学校の働き方改革というのはやっぱり必要で、長時間労働が今、言われていますので、この是正は項目としては外せないだろうと思います。

そしてまた、学級編制の基準の弾力的運用ということを少し難しく受け止めたんですが、よく聞きますと、このことの実施は大変必要であって、加配の削減は行わないという指摘は当たってるだろうと思っております。

そして、職場の処遇改善ということで、新規採用者のことも言っておられましたですけども、ここは持続的に確保するということは大変必要と思っておりますし、そのところを含め、さらにこのための必要な財政措置というのは、講ずるべきという指摘は必要か

など思っております。

そして、新卒者のことも言うておられましたけれども、大学とかそういったところを卒業して職場に入ってこられる方の就業機会の確保とか、教職員の人数も不足する部分もあるように聞いております。そういったところで安定的に新規採用のことで、そして財政措置の部分、講ずることは大変重要なことかなと思いますので、この陳情については採択ということにしたい思います。以上です。

**○今城委員長** 続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は不採択で主張させていただきたいと思います。先ほど来の説明にありましたように、既に小学校では県内30、中学校1年で33、中学校2年、3年で35人ということで少人数も進んでいるという点と、それから、国もGIGAスクール構想によるICTの活用と、その効果を最大限に発揮するために、少人数学級を車の両輪として進めるといふうにしておりまして、そのために少人数学級については国と地方との協議の場が既に開催され続けているというふうに認識をしておりますので、まず、このことについては流れを見続けていけば、見守っていけばいいのではないかなというふうに考えています。

それから、これからの少子化が進んでいる中での必然的な少人数学級ということについては見えている点だと思っておりますので、このことについて検討を求めているなど、求めていくこの陳情については、合わないのではないかなというふうに考えております。

また、この全ての陳情項目、また御説明等を聞きながら、これはもう現場の声で事実だろうと思ひまして、それは受け止めさせていただきまますし、共感するところが多いんですけども、まず私は働き方改革、処遇改善に向かって、国の対策は向かっているというふうに考えているということ。そして、今以上に子どもたちの個性を大切にしながら伸ばしていく、この子どもたちへの教員、教育の考え方の改革を求めていったほうがいいのではないかという考えを持っておりまして、この陳情の思いは理解いたしますけれども、このような理由から陳情には賛同しかねますので、不採択を主張いたします。

**○今城委員長** では、塚田委員。

**○塚田委員** 私も不採択とさせていただきたいと思います。今、いろいろとお話をお聞きした中で、現場の声等々も踏まえまして、よくよく分かる話ではありますけども、計画的な正規教員の採用、人事配置等、計画的に教員の定数改善に努めていくというのは、国のほうでもう話はできていますし、教師が一層、子どもたちへ指導や教材研究など、注力できるように教師の業務を支援し、負担軽減を図るため教員業務支援員を全小・中学校に配置することなども提言に組み込んでいまして、業務量に見合った教職員の配置に向けて取り組んで強化している、今、段階であります。既に政府のほうで様々な対策を行っておりますので、本案については不採択とさせていただきます。

**○今城委員長** それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第37号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、錦織委員]

**○今城委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しま

した。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第37号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。これでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

西田様、本日は御出席いただきましてありがとうございます。以上で本件は終了します。西田様は御退席ください。

次に、議案第75号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長尾こども支援課長。

**○長尾こども支援課長** それでは、議案第75号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

行政手続の簡素化による市民負担の軽減を図るため、法に定める事務以外で教育委員会が個人番号、マイナンバーを利用することができる事務として、就学援助に関する事務を追加するとともに、当該事務における特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、第1に、個人番号を利用することができる事務に、就学が困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるものを追加するもの。第2に、この事務を処理するために利用できる特定個人情報として、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報を追加するものでございます。以上、2点でございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和6年6月1日といたしております。また、さきに行われました令和5年第9回米子市教育委員会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして意見を求めましたところ、付すべき意見なしだったことを併せて御報告いたします。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

**○戸田委員** この条例は令和6年の6月1日から施行するというその理由は何ですか。

**○今城委員長** 長尾こども支援課長。

**○長尾こども支援課長** この条例を制定した後に、国の個人情報保護委員会等の手続がありまして、その手続が終わるのが令和6年6月頃になりますので、実際に個人情報の利用ができるのがその時期ということで、6月1日にしております。



○戸田委員 はい、了解しました。

○今城委員長 ほかに質疑はございませんか。

安達委員。

○安達委員 その時期のことなのですが、最短でここということですか。6月1日というのが、戸田委員も言われたんですが、随分長い、今の今から考えて長いなと思うところのこの時期設定、施行日の設定について、繰り返しですが、もう少し説明いただきたいと思うんですが。

○今城委員長 長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 国の手続スケジュールに基づきまして、最短が6月となっておりますので、6月1日が最短ということでございます。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 それと、事務的なことの中身は少し理由として分からないところもあるんですが、負担軽減ということは今、言われたんですが、追加項目をすることによって、負担軽減ということは具体的にはどういうところなんだろうかなと思ってお聞きします。

○今城委員長 長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 今はマイナンバーの利用事務ではありませんので、米子市以外に1月1日におられた方につきましては、税の情報を所得証明を取っていただいで提出をいただいでいるところでございます。ここをマイナンバーを利用して同意を得た上で情報照会ということが出来ますので、物理的に取りに行っていたりだとか、所得証明の費用の部分については負担軽減が図れるものと考えております。

○安達委員 以上です。

○今城委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

錦織委員。

○錦織委員 全ての国民に12桁の番号をつけるマイナンバー制度は、税や社会保障など、各自の散在する個人情報をもつて利用すること自体がプライバシー権の侵害の危険性を持つ制度だということをこれまでも主張してきました。行政手続や、また希望者じゃないのにカードを使わざるを得ない状況をつくり出す保険証のひもづけなども今、行われようとしてるんですけども、制度そのものに反対ということの立場から、マイナンバー利用を広げる本議案には反対いたします。

○今城委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、塚田委員、戸田委員、西野委員、矢田貝委員〕

○**今城委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 30 分 休憩**

**午前 10 時 34 分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から 1 件の報告がございます。

令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、当局の説明を求めます。

長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 教育委員会からの報告案件でございますけれども、令和 4 年度の教育委員会が所管して執行いたしました事務につきまして、この執行状況の点検・評価を法律に基づいて行いました。その結果について報告をさせていただくものでございまして、資料につきましては、別途お配りしてあります報告書により説明させていただきたいと思います。詳細につきましては、担当のほうから説明をさせます。

○**今城委員長** 木村こども政策課学校政策担当課長補佐。

○**木村こども政策課学校政策担当課長補佐** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、米子市教育委員会における事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、御報告をいたします。事前に配付いたしました報告書に基づき、その概要を説明をさせていただきます。

それでは、点検・評価報告書の 1 ページをお開きください。まず、1、点検・評価の目的でございます。目的は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、2、教育委員会の構成及び会議の開催状況から 6 ページの 6、教育委員会事務局の主な担当業務までは御覧のとおりとなります。

次に、7 ページをお開きください。7、点検・評価と米子市教育振興基本計画との関係についてでございます。令和 4 年 2 月に新たに策定いたしました米子市教育振興基本計画は、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度までとしております。この計画において基本目標の実現に向けた 18 の基本施策について、教育委員会がその推進状況や課題等を踏まえて点検・評価をいたしました。

次に、8 ページから 9、点検・評価結果の概要を載せております。まず、(1) 総合評価でございますが、令和 4 年度は 18 の基本施策について、目標達成されたもの (S) は 2 件、順調なもの (A) は 12 件、おおむね順調なもの (B) は 3 件、やや遅れているもの (C) は 1 件でございました。評価のうち、目標達成されたもの、順調なもの、おおむね順調なものを合わせますと、割合が 9 割を超えていることから、新型コロナウイルス感染症等の影響はございましたが、全体としてはおおむね順調に進捗したものと評価しております。ただし、順調なものやおおむね順調なものと評価した基本施策においても、個別に課題のある事業については、数値目標等への対応を図っていく必要があると考えております。

続きまして、同じく 9 ページ、(2) 基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本

計画の4つの基本目標ごとに評価をし、教育委員及び学識経験者の意見、指摘事項の主なものを載せております。

次に、12ページの10、点検・評価票でございますが、13ページ以降に基本施策ごとの点検・評価票を掲載し、その次のページには該当する個別事業の評価票を記載をしております。

次に、ページが飛びますが、最後から4ページ目の78ページを御覧ください。11、学識経験者の知見を記載しております。こちらは、点検・評価の客観性を高めるため、3人の学識経験者の方々に意見聴取を行い、この表に記載しておりますような御意見、御指摘をいただいております。

今後、この点検・評価の報告書につきましては、ホームページで公表することとしております。

簡単ではございますが、報告書の概要について、説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

戸田委員。

**○戸田委員** 今、先ほど説明があったように私もこの資料を見たんですけども、やや遅れている5%があったんですが、その内容とは具体的にどのような内容だったんですか。

**○今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長** 項目につきましては、3-2の項目になります。3-2の生涯学習活動の推進につきましてはC評価となっております。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** Cの評価はいいんだけど、内容は具体的にどのような状況だったんですかって聞いてます。事務的に停滞があったのか、支障な部分があったのか、その辺の評価はどのようにされておられるんですかって聞いてます。

**○今城委員長** 毛利生涯学習課長。

**○毛利生涯学習課長** C評価に関しましては、生涯学習活動の推進という項目でございます。この部分につきましては、市民講座の部分と、成人式が二十歳を祝う会という会に変わったその会の開催、それから市民講座の開催というところがございますけれども、そういった部分に関しまして、当初、新しい体制が変わったところでございまして、改めて生涯学習の推進を図っていく、計画を立てて進めていくというところがございました。市民講座等開催に当たって、その受講者数、これを確保していくところが、コロナ禍の影響もあったこともありますけれども、なかなか受講者数が伸び悩んでいるというようなことがありました。

それから、二十歳を祝う会に関しましても、実行はできたんですけども、これを実行委員、当事者たちの手によるものというところの目標を掲げていたところに対しては、その成り手がなかったというようなことがあったことからCという評価をさせていただいたところでございます。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけれど、そういう検証をされて5%、Cにされたと。しかしながら、今度、それを抜本改革していかないけんでしょうから、それについての今後の方向

性というのは、今もう議論されておられるんですか、その辺をちょっと伺いたい。

○**今城委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** 先ほど申しあげました足らなかった部分につきましては、今年度、さらに市民講座の部分に関しましての広報を充実させていって、受講者数、まずは受講者数をきっちり増やしていくということを大事にしていきたいと思いますけれども、その部分に市民講座の内容をもう少し市民の皆様に分かりやすく伝える、そして、内容も体験できるような形に変えていくというような工夫をして、現在も広報を続けて、少しその兆しが見えているところでございます。

二十歳を祝う会に関しまして、広報的なものというのが準備の遅れからできていなかったところが昨年の反省でございまして、そういった部分に対応しているところでございまして、現在のところ、実行委員会は人の応募がありまして、開催をして、さらに増やしていくというところに対応しているところでございます。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 検証分析をされてこういう評価された。しかしながら、評価をされた中で、置き去りにされる感がすごくかいま見えるなど。そういうことではなくて、やはり検証分析した時点で今後の対応方針を定められて、それに立ち向かっていくというのが一つの考え方ではなかろうかなと私は思いますよ。特に公民館活動で一緒にやらいやという大きなテーマを市長が掲げて、それを推進しておられる。それが私は今、置き去りにされとる、強くそういうことは感じておりますので、そういうことがないように、今後、検証分析された結果を踏まえて、次のステップアップにつなげていただきたい、これは強く要望しておきたいと思います。

○**今城委員長** ほかに質疑はございませんか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私も今の生涯学習課の取組のところについて伺っていきたいんですけども、58ページにありました社会人向け講座のことですけれど、それが先ほど課長がおっしゃっていた一般の講座ということの理解でいいのかっていうのをちょっと確認を最初にさせていただきたいと思いますが、市民に向けての講座の開催って、いろいろとあるのかなと、ちょっと言葉の整理を幾つかしていただけますでしょうか。

○**今城委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** 市民に向けての講座につきましては、58ページのほうに書いております。具体的にはコミュニティ・スクールやフレイル予防など、今日的課題を取り入れたものということで、2講座を実施したところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 前年度からの改善方法としまして、社会教育委員等と意見交換をしながら実施されたということですが、そのテーマの決定に当たって社会教育委員さん等と議論されて、今年も開催になったということでしょうか。その社会教育委員等っていうのは、そもそも社会教育委員っていうのは、米子市には8人か10人弱、切ってると思うんですけど、どういったやり取りがあって、この講座が決まったのか教えていただけますか。

○**今城委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** 講座の開催に当たりましては、今、委員さんもおっしゃったとおり、

社会教育委員の会に事前にテーマを図って、確認を取ったところでございます。社会教育委員は、お話のあったとおり8名ございまして、その方たちと今日的課題ということで、先ほども申し上げましたように、子どものこと、地域のこと、併せて取り入れていくコミュニティ・スクールや、今、健康に対しての部分でフレイル予防、そういったところを中心に講座の開催を決定したところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。

私、今回、資料に目を通して行く中で、一番気になったのが3-4なんですね。今、3-2だったんですけども。まず、65ページあたりから質問させていただきたいと思うんですけども、今、コミュニティ・スクールということも出てきましたけれども、生涯学習課がコミュニティ・スクール実現に向けての役割ってというのは、どのように関わっていらっしゃるのか、どのような役割を担っていらっしゃるのか教えていただけますか。

○**今城委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** コミュニティ・スクールにつきましてですけど、学び合う地域づくりの支援ということで、学校に学校運営協議会を設置していく、そして地域学校協働活動を進めていく、この2つの大きな柱を進めていくことをコミュニティ・スクールの推進という形でやっているところでございます。学校教育課も含めて連携しながら、このコミュニティ・スクールの導入については当たっているところですけども、生涯学習課の進めていくところに関しましては、地域学校協働活動、地域の方が学校に入りまして、いろいろな学校の求める地域の人との一緒にできる活動をコーディネートしていくというところが生涯学習課が主にやっているところというふうに進めているところでございます。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 65ページだけではないんですけども、複数あったと思うんですが、成果のところの書き方の中に、地域の人材把握が難しい教員に代わって、学校に配置している地域学校協働活動推進員が学校と地域のつながり役を担って、教員の負担軽減を図っている。この地域学校協働活動推進員ってというのは、誰が把握をするわけですか。

○**矢田貝委員** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** 先ほどの地域学校協働活動を推進していく推進員というのを各学校に、コミュニティ・スクールの導入を行った学校には推進員さんを設置しているところなんですけれども、その設置に当たっては、生涯学習課が任命を行って設置しているところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私、生涯学習課って地域の中の人材をもっとつかんで、このコミュニティ・スクールの両輪であるわけですから、地域の人材っていうところ。今、課長の話聞いてると、学校が主体となって出来上がったメンバーを任命するのが生涯学習課のように聞こえるんですけども、違いますか。生涯学習課の方もコミュニティ・スクールの運営協議会の実現に向かって、地域人材をいかに学校の中に巻き込んでいくかということ働きかけが弱いんじゃないかなって感じてるんですけども、任命だけではないところの関わり方ってというのがどの程度あるんでしょうか。

○**今城委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** 説明が少し不足していた部分があると感じますので、コミュニティ・スクールの導入に当たっては、コーディネーターの部分から生涯学習課、学校教育課、一緒になって関わっているところなんですけれども、コミュニティ・スクール、地域、学校に導入するに当たっては、地域の方も含めて学校と準備会というのを立ち上げて、学校運営協議会の委員を選出してもらいます。あわせて、先ほどのような推進員を地域の人材を一緒になって考えていながら選出をしている、そういったところにコーディネーターという形、あるいは職員も準備会に参加しながら関わっていらっしゃるということで、先ほどの生涯学習課のほうがただ任命しているということとはちょっと異なっているところを申し添えたいと思います。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 任命だけだというのは言い過ぎました、すみません。しっかり取り組んでいただいているというのも分かった上で、もう少し私、最後、68ページ、ここは意見にさせていただきたいと思っているんですけれども、今後の課題、今後の対応というところで、地域学校活動推進員を配置していくため、適任の人材を確保することが課題であるというふうに書いていらっしゃる。これ、生涯学習課の所管のところの配置っていうところで、自分のところが中心になって取り組むのだという表れだと思って私は受け止めさせていただいております、そこは大事にしたいと思っているんですけど、ここは確保することというより、やはりこの議会を通して言わせていただいておりますけど、育成というところの視点が欠けたらいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、この点をしっかりと取り組んでいただくようお願いをさせていただきます。以上です。

○**今城委員長** ほかに質疑、御意見はございませんか。

錦織委員。

○**錦織委員** 何ページということはないんですけれども、この全体の計画を見て、例えば子どもを育てる上で、先ほども言ったかな、子どもということで、子どもの健康だとか成長のため、学習をさせるということのためには、やっぱり教職員がいかに充実してるかっていうのがすごく大事なことだと思います。それで、いろんな大変さを補うために学校支援員だとか、それから外国語の教員だとか、スクールソーシャルワーカーだとか、そういったところで織り交ぜながらやってるんですけれども、ただ、問題点っていうんですか、先ほどの教職員の処遇改善だとか、それから、教員を例えば産休、育休だとかの先生がこれだけいて、このためにはこれだけ解決しましたみたいなものが全然見えてこない、生きた数が見えてこないんですよ。だから、それがこの場で論ずることなのかどうか、ちょっと分からないんですけれども、だけど、子どもたちの学校、学習意欲が増すためにはすごく大事なことだと思うんですけれども、そういう元のところ、先ほどの陳情のところ、ここでは全然何か別のものになっているような気がするんですけれども、そこを改善して、米子市としてはもともとは国の制度だった、下にあるのですけど、米子市としてはどういうふうに持っていこうとしてこういう目標を立てて、こうでしたっていうことに、ちょっとこの中ではなっていないというのがすごく感じるんですよ。教育長としては、そういうところをどういうふうに考えておられるのかなと思いますけど、ちょっと難しいかもしれないですけど。

**○今城委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 今、いろんな内容だったと思うんですけども、今、学校が本当に困っているのは、やっぱり人材が確保できていないというか、これは議場でも述べましたけれども、これは県教育委員会でやってくださらないといけない業務になっておりまして、我々もできる限りの支援といいますか、協力はしておりますけれども、ここは一つ、県も我々も一緒になって、これは全国的な問題になっているというところも拍車をかけているんですけども、これは何としても大学生に米子に入っていて、米子のよさを知っていて、鳥取県に来ていただくとか、いろんな取組はしております。こちらのほうは、少し国を含めた大きな取組をしないと改善できないのかなとは思いますが、米子市単体で見ますと、今、言っていました、最近ではスクールソーシャルワーカーですとか、校内サポートの教員ですとか、非常に大幅に人員増強を議会の皆様に御理解いただいて増やしていったら、そういうものでそういう部分もかなり補えてきているというふうには思っております。ですから、ここに一応教員らが充足するというのが、一つさらに上乗せでありますし、そういう中、我々はないものをないと言って嘆いていてもいけませんので、ある教員、管理職を含めてですけども、研修体制を充実させておりまして、一人一人の先生が子どもに寄り添った授業をきっちりやり続けていくことが、やはり子どもの幸せにつながるという思いで授業の仕方のイロハから、もう毎年、知恵を絞って工夫をして取り組んで、総力を挙げて米子の子どもを育てようと、そういったつもりで臨んでおります。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ありがとうございます。本当に一生懸命、どうやったら学校運営、子どもたちを成長させるために必要なものがちゃんとできるのかっていうことで、知恵を働かせてしておられるっていうことはよく分かっていますけども、何かそういう努力っていうか、そういうものが何かこう、これだけ見てると、別個なものとして何か思われるんで、ちょっとそのことを言いたかったということです。

**○今城委員長** ほかには質疑、御意見ございませんか。

安達委員。

**○安達委員** 自分、このいわゆる資料を頂いて、読み切っていないところがあるので、そこは指摘してもらえばいいので、指摘してもらえばいいんですが、ページで言いますと13ページの1-1、豊かな心と創造性を持った子どもの育成のところの概要のところの中段です、不登校、学級が機能しない状況など、様々な課題が見られるというふうに概要に書き込んでおられますが、そのことを思って、どのような取組をされようとしたかっていうところが、全体の資料の中で十分読み切れなかったんで、改めてこの場で、この原因、課題を見つけておられるんですが、その対応っていうのは、どのように対応したか、取組の内容とかをどこの部分で説明しておられるのか聞かせてもらえますか。

**○今城委員長** 西村教育委員会事務局次長。

**○西村教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 今、委員御指摘の不登校と、それから、学級が機能しない状況に絞ってお答えさせていただく前に、まず、その概要につきましては、米子市の実態も当てはまっておりますが、一般的な昨今の学校教育全体における課題を書いているところがございます、これは全国的な状況でもあり、そして米子市の状況でもあるということをまず前提として御理解いただければと思います。

まず、不登校についての取組につきましては、これはこの紙面におきましても、また、これまでの議会等々におきましても御説明申し上げていることですので、割愛させていただきます。学級が機能しない状況ということは、これはここ10年、米子市におきましても散見される状況であります。その辺りを教育委員会としても集約しまして、まずはそういったことを未然防止するための学校運営でありますとか、あるいは初期の段階での、例えば教科担任制を入れたりっていうティーチングでそういった学級支援したり、あるいは保護者の方に御理解を求めて説明をしながら、御家庭の協力も賜ったりと、そういった取組をしているところでございます。それから、どうしても学校だけでは解決できないような場合におきましては、指導主事を派遣して、具体的な授業方法の改善でありますとか、体制の見直しでありますとか、そういった辺りを指導している、そういった取組をしているところでございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** クラスが成り立たないっていう文言があったときに、これはすごく古いことなんです、私の息子、今四十何歳になります、当時、学校には学校参観とかPTA参観を日程に入れられて、見てくださいと。そういうところを見たときに、何ていうんですか、知り合いの保護者の子どもさんが突然動き出して、小学校ですけれども、先生困られている、授業が進まない、ああいった風景なのかな。多動って言うていいのかわかりませんが、30人なら30人の中にそういった子どもが1人とか、もう1人同調するような子どもがいて、教室が動かなくなってしまう。そういうところも学級が崩壊っていう言葉を使っておられるのかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。まだそういう状態が今も続いている、また、散見される場所があるんでしょうか。

○**今城委員長** 西村教育委員会事務局次長。

○**西村教育委員会事務局次長兼学校教育課長** そういった大なり小なり、学級が機能しない状況というふうに国のほうも定義しておられますけども、例えば教師の指示が全く通らないでありますとか、あと、子どもたちが勝手に教師の指示のないまま教室を歩き回ったり、そういったことを学級が機能しない状況というふうに定義されておりますけども、五、六年前はそういった状況も確かに米子市内で散見されました。今はじゃあ、ないかと言われると、大なり小なり、そういった指示がなかなか通りづらい、特に若い先生方も多く入ってきている中で、そういった教室がないとは言えないというふうに我々も認識しておりますけれども、その辺り、校長のほうが無事にアンテナを張って、初期の段階で先ほど申し上げたような対応をしたりとか、そういったことをしております。

また、ちょっと申しそびれておりましたけど、教育委員会の指導主事もそういった若い先生方にここ数年、面談を行いまして、困ったことでありますとか、指導上でなかなか困難なことだとか、そういった辺りも丁寧に面談をさせていただいて、学校のほうと連携しながら対応していく、そういった状況でございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 最後にしたいと思うんですが、17ページの様式2の下のほうに6番の課題・今後の対応という項目をつくっておられて、新たな不登校を生じさせない体制づくりと多様な学びの機会を拡充をすることを図る必要があるというふうに結んでおられますけれども、この具体的な取組っていうのは、もう少し詳細に説明してもらえると分かりがいい



んですけど、どうなのでしょう。

○**今城委員長** 西村教育委員会事務局次長。

○**西村教育委員会事務局次長兼学校教育課長** これは前者ですね、未然防止の観点でございまして、後者がそういったことになった場合の対応ということで分けております。

まず、未然防止の観点につきましては、先ほど教育長も申しましたとおり、まずは子どもたちが本当に学校に通いたい、楽しい、そういった授業づくりをはじめとした学校生活を何とか保障していくってということが、新たな不登校を生まない取組だというふうに、一番大きなものであるというふうに認識して取り組んでいるところでございます。

それから、多様な学びの機会の拡充と申しますのは、ずっと御報告してきておりますとおり、仮に教室になかなか通えないお子さんに対して、例えば学校の中での居場所、校内サポート教室でありましたり、校内適応指導教室でありましたり、あるいは学校にもなかなか通えないお子さんに対してプラットフォームでありましたり、あるいはフリースクールとの連携等、そういった学びの場を教室に必ずしも入れないお子さんに対して、そのお子さんの学力保障ですとか、社会との接点を確保するための場を確保していく、そういった取組のことを指しております。以上です。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

西野委員。

○**西野委員** \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○**今城委員長** 岡田学校教育課長補佐。

○**岡田学校教育課長補佐兼人権教育担当課長補佐** \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** \_\_\_\_\_

○**今城委員長** 西村教育委員会事務局次長。

○**西村教育委員会事務局次長兼学校教育課長** \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〇西野委員 分かりました。

〇今城委員長 ほかにはございませんか。

矢田貝委員。

〇矢田貝委員 ありがとうございます。2回目、すみません。そもそものところで、この資料で行きますと一番最初の辺りになるのかなと思うんですけども、教育委員制度のことについて、ちょっと私自身がすっきりしてない部分がありまして、教えていただきたいと思います。米子市の教育委員会の方々、それぞれの属性の中から代表が上がってこられて、しっかりと議論いただいているんですけども、意義として3つ目に地域の住民の声というか、生涯学習などの教育行政の一体的な推進による地域の人材育成の効果的な実施というの、この社会教育委員制度の意義の中にあるというふうに思いますが、米子市の中で市長部局に移行した部分、地域振興課の部分であるとか、いろんなそういったところが、どのような評価をされているのか。私たち民生教育委員会の中でも、昔は一つに入ってたところが分かれたために議論が、教育委員会中心で関わっておられるところってところが御報告いただけて議論になっているんですけども、その辺りはどういう評価をされていますでしょうか。一番早く体制が変わったのは平成30年の文化振興課が市長部局に移ったということと、公民館担当として地域振興課の部分が令和4年4月に移ったと、5ページに少し何となく、その下に書いてある参考ってところがそのことをお伝えになろうとさせていただいているなというのは分かるんですけども、その辺りの評価を教育長か副市長になるのでしょうか、どういうふうに評価されてますでしょうか。

〇今城委員長 伊澤副市長。

〇伊澤副市長 必要があれば後ほど教育長にも御発言いただくかもしれませんが、まず私のほうから代表してお話ししたいと思いますけど、評価、これは本会議場でも少しお話ししたんですけども、教育委員会制度というものが戦後運用されてきた中で、独立行政委員会というところでやって、そういう移行性がある部分と、他の行政分野とも一緒にやることで、よりその行政目的を果たして、特に社会の変化というものに対応しようとする、どうしても行政委員会という枠組みの中では限界がある取組というのが出てまいったと、このように私は認識しております。それが、一つは例えば文化振興であったり、スポーツ、特にそれを地域の振興につなげるような動きでありますね、そういった動きがあります。

御質問があった、公民館の話、あるいは社会教育の話ですが、これは本会議場も申し上げましたが、自治体の中で、やはり公民館を中心とした社会教育を地域づくりに生かしたいという自治体の声が非常に大きくなって、市長会をはじめとする自治体のほうから強く

国のほうに制度改正を求めるといふ動きが出てまいったというふうに承知しております。それを受けて、第9次だったと思いますが、ちょっと記憶は定かではありませんが、第9次の地方分権一括法で、令和元年度の改正になりますが、法が改正されまして、公民館の管理運営、正確に言いますと社会教育施設の管理運営です。社会教育全体は引き続き教育委員会の所管であります。これは法で移管が認められませんでしたので、社会教育、生涯学習そのものは教育委員会の所管であります。いわゆる社会教育施設ですね、これは公民館、あるいは図書館、博物館といったものが含まれるわけではありますが、これは条例を定めることによって市長部局に移管できる、こういう法律の体系に移行いたしました。なぜかと言えば、先ほど申し上げたとおりであります。こういったようなものを地域振興につなげていくという地域の要請に応えたものだというのであります。

これを受けて、それ以前から実は様々な事務委任とかという手法を使って実質的に移管しているような自治体もあったんですけども、米子市においては令和4年度から公民館の運営について条例をお認めいただいて、条例の制定を認めていただいて、市長部局の所管に移したと、これが今の状態です。それについては、この本会議場でも戸田議員、あるいはそのほかの議員のほうから、まだまだ十分じゃないんじゃないかとか、あるいはそれぞれの館ごとの状況の違いがあるんじゃないかというような御指摘を受けたとおりでございますし、私もそれについて令和4年のときもお答えしましたが、今はまだもって始めたばかりでまだまだ課題がたくさんあるという趣旨のことを御答弁申し上げたと思っております。

ただ、いずれにしても、変化に対応しながら、地域は一つでありますので、行政の分野、だから家庭支援なんかもそうなんです、どうしても行政の実施側の縄張りで分けようとするんですけど、人や家庭や地域というのは一つであります。それは行政側の縄張りで分けていくということは、あまり意味がないということでありまして、法の体系あるいは行政のいわゆる立てつけといいたいまいしょうか、行政組織の立てつけということにかかわらず、行政というものの総力を挙げて家庭、個人もそうです。個人、そして家庭、あるいは地域の発展や幸福をどう支えていくか、これに変化というものにきちんと対応しながら向かっていくというのが我々の役割でありますし、それに向かつて有効な手段を、重ねて申し上げますが、縄張りを越えてやるというのが我々が目指すべき姿だと思っております。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。教育施設というところの部分は、社会の情勢の変化に対応するために市長部局の行政のほうの流れと民間の力を借りながら、どう柔軟に対応していくかという目的でもって移管したと。社会教育という部分では、教育委員会のほうに残っているということなんだと思うんです。人材の育成もそうなんだと思うんです。そこが、私がナイーブになってるのかもしれないけれども、米子市の中の地域人材を育てていくっていうところについて、すぼんと何か抜けてしまっていて、今の人たちをどう集めて、コミュニティ・スクールもそうなんですけど、どうしていこうかっていうふうにされてると思うんですけど、私、育成をしていくっていうところをしないと駄目なんじゃないかなっていうふうに思っていて、この表の中でもそうなんです。市としても、どうやって最初でいう教育委員制度の評価を全体として、していくことができるんだろうかっていうのが、私、いつもこの分科会になったときに悩むところでもあります。これは意見でしか

ないんですけれども、もう一度、教育委員会から市長部局に移したというところの大きな思いがあったと思うんです。そのところを数年たったところでもう一度評価いただきまして、見直すところがあるのであれば見直していただき、移管する中で、もしかしたら置き去りになってしまっているところもあるというふうにお気づきになったことがあれば、進めていただきたいなというふうに思います。意見です。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、以上で教育委員会からの報告を終わります。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 15 分 休憩**

**午前 11 時 21 分 再開**

**○今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

子ども総本部から1件の報告がございます。公立保育所の統合・建て替えの状況について、当局の説明を求めます。

長谷川子ども総本部次長。

**○長谷川子ども総本部次長兼子ども政策課長** そういたしますと、公立保育所の統合・建て替えの状況につきまして報告をさせていただきます。今回の報告は、7月に閉会中の委員会で報告させていただきました公立保育園の統合・建て替えの状況から、進展がありましたことですか変更がありましたことについて報告をさせていただくものでございます。

まず最初に、資料の1番目、1番を御覧ください。西保育園・ねむの木保育園についてでございます。こちらにつきましては、現在、新園舎の基本設計・実施設計の発注につきまして準備中でございますが、前回の委員会で7月中に発注予定ということで説明をしておりましたけれども、ZEB対応ですとか医療ケア児対応、これは変わりませんが、その設計内容について現在調整中ございまして、調整ができ次第、発注するということで変更、変わっておりますので、御報告させていただきます。なお、この発注時期の変更に伴う影響ですけれども、実施設計、基本設計の工期、終わりですけれども、終わりに変更はございません。また、園の開始につきましても影響はないところでございます。

続きまして、2番目でございます。南保育園につきまして、それから崎津・小鳩保育園について、この2つについてですけれども、まず、経緯といたしましては、これも以前の閉会中の委員会で説明させていただきましたとおり、福祉と統合園化するということが予定しておりましたけれども、福祉が見合せということで、これを変更するということが、検討するということが報告をさせていただいております。このたび、その方向性につきまして取りまとめましたので、報告させていただくものでございます。

(2)番のところに、四角囲み、書いてございますのが方向性でございます。まず、南保育園につきましては、当面、現状施設のまま、公立の保育園として存続をするということといたします。なお、中長期的には、保育の需給状況ですとか、そういった状況を踏まえながら、適切な時期に園の在り方を改めて検討したいと考えております。続きまして、崎津保育園と小鳩保育園につきましては、こちらにつきましては両園を統合して公立の認定子ども園としたいと考えております。あわせまして、その設置場所につきましては、現在計画中的美保地区の義務教育学校の敷地内、候補地の敷地内に併せて設置するということが進めていきたいと考えております。

その下の（３）番につきましては、今回の保育所の方向性に合わせまして、これが記載されております子ども・子育て支援事業計画、これを技術的に改訂するというものでございますので、この内容につきましては、別紙に資料、新旧対照をつけておりますので、こちらを御覧いただきたいという具合に考えております。

それから、４番目でございます。（４）番、今後の予定でございますけれども、この計画の改訂につきましては、ちょうど今日からなんですけれども、パブリックコメントを実施いたしまして、１か月パブリックコメントを実施して、それを踏まえながら子ども・子育て会議という審議会がございますけれども、こちらにかけて決定していきたいという具合に考えておるところでございます。

なお、義務教育学校のことなんですけれども、資料には記載してございませんが、義務教育学校の候補地の中に一緒に設置するというところでございますので、義務教育学校の基本設計発注、これ今、控えておりますけれども、これに合わせて保育園の基本設計につきましても一体として発注に向かっていきたいという具合に考えておりますので、申し添えます。

説明は以上です。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** ２ページですね、これの裏のほうなんですけど、改訂案で見ますと、今後のところの統廃合を含めた公立保育所の建て替えの構想や、その後の運営については、老朽化の状況を考慮し総合的に検討ということで、民営化の可能性も含めて、随時柔軟な見直しを行いながら進めていくということになっておりまして、南保育園がちょっと気になるんですけれども、当面、あと１０年ぐらいは何か老朽化した園舎がもつってというようなことも聞きましたが、結局、これは将来的な需要の状況などを見ながら、これを建て替えるのか民間にするのかとかってというようなことで、物すごい選択肢がいっぱいあるっていう、選択肢っていうのかな、見直しの幅が非常に大きいっていうことですかね、南保育園に限って言えば。

**○今城委員長** 長谷川こども総本部次長。

**○長谷川こども総本部次長兼こども政策課長** 南保育園に限って言えば、いろんな選択肢がおっしゃるようであらうかと思いますが、やっぱりしばらくは使えると、技術的には１０年以上、少なくとも使える状況で、今の判断といたしましては、当面の間は現状、公立園で使いたいと思います。将来的なことにつきましては、その時点でまた改めて検討をしたいと考えております。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ということは、南保育園をこのままで、現状では私立に、民間っていうことは現状では考えておられないっていうことですね。

**○今城委員長** 長谷川こども総本部次長。

**○長谷川こども総本部次長兼こども政策課長** 先ほど御説明させていただきましたとおり、現在は公立園で当面の間、運営をしてまいりたいと考えております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

安達委員。

○**安達委員** ちなみになります、1 ページでの南保育園、崎津保育園、小鳩保育園ありますが、今、保育園運営しておりますが、いつできたか分かりますか。

○**今城委員長** 長谷川こども総本部次長。

○**長谷川こども総本部次長兼こども政策課長** 設置からの経過年数ということで、2 ページ目の別紙資料のほうの表のほうに経年という欄がございます。そちらのほうに建物設置からの年数を令和5年4月1日時点で記載させていただいております。

○**安達委員** 分かりました。ごめんなさい。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で子ども総本部からの報告を終わります。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第73号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉持保険年金課長。

○**吉持保険年金課長** 議案第73号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議会運営委員会の資料1、令和5年度米子市議会9月定例会議案の2ページを御覧ください。

議案第73号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。本議案は、特別医療の助成制度における事業に係る一部負担金を廃止することとするため、所要の整備を行おうとするものです。主な改正内容は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者に係る医療費について、市が助成する額を、現行は医療費全額から一部負担金の額に相当する額を控除した額としていますが、改正後は医療費の全額とするものです。この条例の施行期日は令和6年4月1日とし、一部を公布の日としております。

説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

○**長谷川市民生活部次長兼市民税課長** それでは、議案第74号について御説明いたします。議会運営委員会の資料1、9月定例会議案の概要の3ページを御覧ください。

議案第74号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、米子市市税条例第37条の7第4項の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定の期間を更新するために改正するものでございます。内容といたしましては、特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対する寄附金が市民税の寄附金税額控除の対象となる期間につきまして、現行、平成30年10月15日から令和5年の10月14日までとなっておりますものを令和5年の10月15日から令和10年10月14日までに更新するものでございます。以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時35分 休憩**

**午前11時39分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から2件の報告がございます。

初めに、第14回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について、当局の説明を求めます。

木下市民生活部次長。

○**木下市民生活部次長兼環境政策課長** 第14回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

本年8月17日に開催されました第14回中海会議の部会のうち、中海の水質及び流動会議の開催結果の概要について御報告いたします。場所、出席者については記載のとおり

です。会議の概要でございますが、事務局である島根県から令和4年度の水質状況や米子湾の汚濁負荷の原因解明に向けた研究結果の報告があり、引き続き水質モニタリングの実施、結果の分析や底質及びくぼ地での現地調査・研究を実施していくことが確認されたものでございます。

報告の概要についてでございますが、資料の2枚目におつけしております鳥取県が作成された資料に沿って説明をいたしますので、御覧いただけますでしょうか。まず、1、令和4年度環境基準・水質目標値達成状況等についてですが、図1-1は、調査地点の位置図でございます。その隣、図1-2は、各地点における測定結果のグラフでございます。左の列からCOD、全窒素、全りんを示しております。代表的な水質汚濁指標でありますCODにつきましては、環境基準点12地点のうち10地点で第7期中海湖沼水質保全計画の水質目標値を達成いたしました。T-3、米子湾中央部とNH-2、上宇部尾町地先が未達成となっております。また、富栄養化の原因となります全窒素につきましては、T-3、米子湾中央部とN-1、大橋川河口付近、全りんにつきましては、T-3、米子湾中央部が未達成となっております。

次に、参考1、水質の経年変化についてでございます。このグラフは、測定を開始いたしました昭和59年から現在までの各指標の経年変化を示しております。白丸は中海湖心、黒丸は最も水質が悪かった地点の数値を示しておりますが、下水道整備事業をはじめとする様々な取組によりまして、全項目とも長期的には改善傾向になってございます。

その下の参考2は、令和4年度の結果のイメージを図で表したものでございます。計画目標値を達成した青い部分が広い範囲に及んでいることが分かります。

裏面を御覧いただけますでしょうか。参考3は、先ほど図の1-2でお示しをした水質目標値未達成のT-3、米子湾中央部におけるCOD、全窒素及び全りんの経年変化をグラフにしたものでございますが、いずれの項目も過去10年間の変動の範囲内であり、長期的には改善傾向を示しております。

次に、2、令和4年度水質流動会議報告事項についてでございます。部会の取組として、水質改善に向けた流入負荷及び湖内の対策についての検証検討が行われ、その結果の報告がございました。まず、米子湾エリアは地形的に汚濁負荷が滞留しやすいことから、くぼ地が米子湾エリアの水質に及ぼす影響をシミュレーションにより可視化したところ、くぼ地からの影響が底質及び中層に広がる傾向があることが考えられるとのことでございます。

次に、米子湾エリアにおけるくぼ地や底質成分の調査をしたところ、水深が深くくぼ地内において、全窒素、全りん及び硫化水素の濃度が若干高くなる傾向が見られたとのことでございます。その他、米子湾エリアにおける覆砂による水質改善効果や下水道部中央ポンプ場沖のファインバブルによる底質改善効果の検証結果について報告がございました。

今後につきましては、これまでの対策で削減できた流入負荷量の分析や、底質及びくぼ地での現地調査・研究を継続し、第8期の湖沼水質保全計画の策定に生かしていくとのことでございます。

最後に、資料1枚目の裏面に戻りますけれども、会議における主な意見についてでございます。米子市長から、下水道整備等生活排水対策により流入負荷については下がってきているため、地形的にも汚濁等がたまりやすい米子湾について、さらなる対策、研究、検討をお願いしたいと要望がございました。境港市長からは、中海の水質浄化や藻場の再生



を進めるための、浅場造成、覆砂などの計画について要望がございました。また、国交省からは、水質改善を目的に浅場造成や覆砂事業を進めてきたが、今後は藻場造成や藻場の育成など、豊かな中海を目指し、自然再生事業を推進していきたいとの回答がございました。

本市は国に対し、覆砂及び浅場造成等による水質浄化事業のさらなる推進、特に地形的に閉鎖性が高い米子湾の覆砂事業等の推進を要望しておりまして、今後も中海会議において必要な意見を述べ、引き続き中海浄化事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 県からの資料の裏側を見ますと、大体一番下のほうの表なんですけど、年に3回ですかね、濃度の検査がしてあるんですけど、調査がしてあるんですけど、これは年3回ということでもいいんでしょうか。何か、例えば非常に台風なんか来た後に測ってみるとかっていうことは特にされてないんでしょうか。

**○今城委員長** 宮脇環境政策課環境保全担当課長補佐。

**○宮脇環境政策課環境保全担当課長補佐** 検査をする時期ですけれども、ここにありますように、2月、5月、7月というふうな3回になっておりまして、天候については特に報告はありませんでした。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** くぼ地の硫化水素の発生などっていうのが分かっているわけですので、そういったことの影響っていうのは、大体、水質全体に改善してますよということで、年平均ということにどれもなってるんですけど、やっぱり魚が死んでしまうっていうのは、育たないっていうのは年平均でなくて、やっぱり育っててもそういう自然の台風なんかの影響で、硫化水素が巻き上げられたときに死んでしまうというようなことがあるので、魚介のことが。やっぱり、米子市としては、そういう気象条件の下でも特別に検査をしていただくということは、要望していただきたいというふうに思うのが一つと。

それから、1枚目の裏側、主な意見で、米子市長は、3段目でくぼ地の問題や地形的にも海流が少なく汚濁が溜まりやすいということで、特にT-3ですかね、その問題言っておられるのに、国交省は何か全然そのことを気にかけてないっていうのがこの回答なんですけど、現地ではどんな感じでしたでしょうか。中海のほうに行けてないので分からないんですけど。

**○今城委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** まず、委員のほうから検査の時期という御意見ございましたが、こちらにつきましては、検査の安全性などもございまして、これらを考慮して時期を経年変化を得るために同時期でなさっているものと承知しております。適正な検査をしていただくように、私のほうからも意見は引き続き述べていきたいと考えております。

続きまして、主な意見のほうで、国交省の意見ということで記載をさせていただいております。こちらのほうは主な意見ということで、基本的な立場としましては、この中海会議自体の目的がございまして、関係者で中海会議におきまして必要な意見を述べて、引き

続き中海の浄化事業の推進を図っていくという本質の目的がございます。米子市としましては、やはり米子湾の汚濁負荷の軽減は非常に重要なことだと思っておりますので、市長のほうからは過去の様々な検証等の結果も踏まえて、市としての意見を申し上げたものがあります。これに対しまして、実際のところの県の資料のほうにもございますように、くぼ地の関係の米子湾の調査などは、引き続き実施をしていただいているものと認識をしております。

また、境港市さんの意見でもございましたが、水質の浄化、藻場の再生という御意見もいただきましたところですので、これらを含めて、国交省は全体的な意見として、意見で2行ほど記載をしておりますけれど、浅場造成、覆砂事業、現在も進めておられますので、引き続きこの実施はしていく上で、かつ、今後、様々な手法も含めて豊かな中海を取り戻すこと、これを目指していく自然再生事業を推進していきたいという意味合いでおっしゃったものでございます。以上です。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 大体おっしゃることは分かったんですけど、例えば、ファインバブルっていうの、これに注目して、これ県のほうから要望があってやっておられると思うんですけど、これは確かに部分的には効果があるかもしれないけども、中海のT-3のところ、そういうところの本当に効果があるのかなと思う、毎年毎年これしとられるんですけど。ちょっと、このことについても、私はこういう調査をしてどうなのかなというのが、ここに来て言ってもしょうがないんですけども、思いますし。

それから、やっぱり米子市長としては、こういう場に出られたときには、ぜひ両堤防の開削ということも念頭に主張はしていただきたいというふうに思っております。これは意見です。

○**今城委員長** ほかにございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** ちょっとお聞きしますけど、今、CODと全窒素、それとりんの項目があるんですけど、以前はBODとSS、それとpHの測定も参考値としよったんですが、その辺のところは把握しとられるんですか。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 環境6項目だった、今から3項目になったんですけど、その経緯ってのは何かありますか。

○**今城委員長** 宮脇環境政策課環境保全担当課長補佐。

○**宮脇環境政策課環境保全担当課長補佐** いつ頃からこの3項目になったかということは、はっきりとは、すみません、分かりませんが、現在はこの3つを調査しているというふうに伺っております。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 答弁になってないんだけど。要は、生活体系なりそういう状況を調査するには生活環境6項目っていうのがあって、それを調査する義務があったんですけども、3項目になったという理由は、大きな理由があったんでしょうから、それは十分に私は把握しておくべきだと思いますよ。従前はその6項目を随時、いわゆる環境項目の基準値まで併記をしながら議論をなされておったというのが現在の考え方ですよ。

それともう一つ、最後にしますけどね、副市長さん、この浅場造成と覆砂対策工事っていうのは、ようやく私たち一生懸命頑張って国交省に実施していただいた経緯があるんですよ。今、今回境港市長も要請をかけてますけれども、何かそこに国交省の自然再生事業を推進していくというようなインパクトじゃない、何かその辺のところがまやかしみみたいな感じ、言葉は適切じゃないかもしれませんが、そういうような感があつて、やはりこの中海を本当に保全をしていくんだと、環境改善をしていくんだという観点からいけば、やはり浅場造成と覆砂事業っていうのは、私は切っても切れない状況下ではないかと思いますが、やはり米子市長としてもそういうふうな状況を鑑みた上で、国交省にも強く意見を私は申していく必要があるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 基本的には、委員、おっしゃるとおりだというふうに認識をしております。中長期的には改善してきたとは言いながら、これは市長の意見にもあるとおり、重ねてではありますが、特に我々も全面に出す米子湾については、目視で見てもやっぱりもう一息かなというふうに思っております。

浅場造成とか覆砂とかというのも一定の効果といえましょうか、あるということも認められておりますが、それが今の状況で十分だという認識を我々持つてゐるわけではありませんで、引き続きこれらを柱としつつ、その他の、先ほどお話もありましたファインバブルのような取組も出ております。非常に広域をやるのはなかなか難しいんじゃないかというような課題も出ておりますけども、様々な方法を用いてしっかり水質改善に向かっていただきたいということ、これは機会のあるごとに市長も、あるいは私も申し上げておりますので、引き続きその姿勢で臨む考えです。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、新しいごみ処理施設（中間処理施設）稼働に向けた本市の分別区分（案）の検討状況について（中間報告）、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 鳥取県西部広域行政管理組合が整備されます新しいごみ処理施設（中間処理施設）の稼働に向けた本市の分別区分（案）の検討状況につきまして、現在の状況を中間報告として御報告させていただきます。資料は表題を記載しております、A4表、裏2枚組みのものでございます。

では、資料に沿って御説明いたします。鳥取県西部広域行政管理組合、以下組合といいます、その新しいごみ処理施設の令和14年度稼働に向けまして、各市町村の標準となりますごみの分別区分モデル、以下分別区分モデルといいます、及び中間処理施設での処理対象物につきまして、本市を含む構成市町村と組合とで協議を進めております。現時点における分別区分モデルの案と、これを踏まえました本市のごみ分別区分の案の検討状況につきまして、中間報告として下記のとおり御報告するものでございます。

1、令和14年度以降のごみ分別区分（案）についてを御覧ください。（1）検討を進めるに当たっての基本方針についてでございますが、組合の一般の廃棄物処理施設整備基本構想におきまして、構成市町村の分別区分の統一を基本としているところでございます。構成市町村と組合で、廃棄物処理施設整備計画及び各種リサイクル関連法令を踏まえた適

正処理、住民負担の軽減、市町村財政負担の軽減を基本としまして、分別区分モデルについて検討を進めているところでございます。

(2) に現在検討中の分別区分モデル案を記載しております。分別区分につきましては記載のとおりでございますが、米印をつけております、上から3番目の粗大ごみと上から6番目のプラスチック類が、本市としましては新たな分別区分の設定となります。粗大ごみにつきましては、(混合)としておりますが、可燃ごみ、不燃ごみのままであっても対象となります。また、プラスチック類につきましては、プラスチック性であれば、容器包装であっても製品であっても、どのような物でも対象となります。また、現在可燃ごみとしております軟質プラスチック、不燃ごみとしております硬質プラスチックのどちらにつきましても、この区分になります。表の下から2番目、布類、紙おむつ、生ごみ等につきましては、原則として可燃ごみの区分になりますが、現在分別し自然化に取り組んでいる自治体もありますので、各市町村の判断により個別対応も可とするものでございます。一番下の欄の物につきましては、分別区分の対象としない物で、例としましてはコンクリート、DIY用の塗料などのいわゆる処理困難物でございます。これらは、今後対応を検討していくこととしております。

2ページ目、(3)を御覧ください。こちらは、先ほどの組合の分別区分モデル案を踏まえて、本市におけます令和14年度以降のごみ分別区分案の検討状況を記載しております。左の表が現在の区分で、右の表が令和14年度以降の区分案でございます。変更のない物としましては、不燃性粗大ごみが粗大ごみに、白色発泡スチロール、トレーがプラスチック類になります。再利用瓶につきましては、これまでにお知らせしておりますとおり、令和6年度から缶、瓶類の区分に含めることとしております。そして、一番下にプラスチック類と粗大ごみの区分を新設として記載しております。

次に、3ページ目、2、新しいごみ処理施設(中間処理施設)の処理対象物等についてを御覧ください。構成市町村及び組合では、前記1で御説明いたしました分別区分モデル案と併せまして、新しい中間処理施設での処理対象物につきまして、次のとおり検討を進めております。検討に当たりましては、これまでの処理実績や各種リサイクル関連法令、民間事業者の取組状況などを踏まえたものとしており、内容としましては(1)の表のとおりとなっております。

(2) 受入対象物(処理委託)(案)を御覧ください。こちらは、現在各市町村が一時的に保管を行うなどの対応をしているものでございますが、処理の広域化により、処理施設の集約により、各市町村での保管場所の確保が困難となることが予想されますので、受入れの検討を行っているものでございます。受入れの内容としましては、新しいごみ処理施設において、破碎・選別等の中間処理を行わず、処理を委託するというものでございます。受入れ対象物としましては、小型家電と乾電池、蛍光管、水銀体温計の有害ごみを検討しているところでございます。

(3) 処理困難物の検討を御覧ください。市町村が処理対象としてない処理困難物につきましては、市町村の紹介により住民が一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、処理を行っているというケースが多く、窓口では対応に苦慮しているという現状がございますので、事後処理を広域化するという観点から、組合で一括して対応できないか検討を行っているところでございます。

最後に、4 ページ目、3、令和14年度以降のごみ・資源物処理に係る全体のイメージを御覧ください。令和14年度以降に、それぞれ分別されたごみ・資源物がどのように処理されるのか、これまでの御説明の内容をイメージとして表したものになります。分別区分の一番上の可燃ごみから6番目のプラスチック類までは、組合の中間処理施設の処理対象物としての処理、7番目の小型家電と8番目の乾電池等の有害ごみは、受入れ対象物として中間処理施設で受け入れた後、民間の処理事業者に処理を委託するものになります。古紙類は本市内において民間処理事業者の処理設備が整っておりますので、広域処理を行わず、民間処理事業者での処理とするものでございます。その他の布類、紙おむつなどは、原則可燃ごみとして組合の中間処理施設での処理といたしますが、各市町村において個別対応も可とするものでございます。処理困難物につきましては、その対応を引き続き検討することとしております。

最後に、参考といたしまして、令和5年5月22日に新しいごみ処理施設の整備につきまして米子市全員協議会で組合が説明された際の、令和14年度までの全体スケジュールを載せております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** これは意見ですがということを前置きします。2 ページ目のところで、新しく新設ということによって上がって、下のほうに書き込んでありますよね。分かりやすい説明として、文言もありますけれども、今、説明もありましたけれども、例えば写真とか、ごみカレンダーなんかを書いてありますああいう図で、こういうものが新たに新設ですよということをしてもらうと分かりがいいかな。特に、粗大ごみがいろんなイメージが沸くんですよ、はっきり言ってね。ただ、行政が考えておられる粗大ごみの範疇はこんなものですよということを示してもらうと分かりがいいかなと思って、今、説明を聞きながら感じました。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 今後、新しい分別区分であるとか処理対象物について広報していく際には、なるべく分かりやすいように、図なども交えながら広報できるようにということを考えていきたいと思っております。

**○今城委員長** ほかにございませんか。

錦織委員。

**○錦織委員** 私は、広域で一か所にまとめてということは、あくまでも反対なんですけれども、今回新しく検討を進めているということで、プラスチック類を別に分別するということが今報告があったわけなんですけれども、これに至ったという検討は、どのように進められてきたんでしょうか。経過をお聞かせください。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** プラスチックの処理に係るこれまでの検討ということでございますが、これまでもプラスチックの処理については検討をしてきたところでございます。プラの資源化が重要であるということは、これまでも変わらず認識はしていたところでござ

ざいまして、その考え方自体は変わっていないということでございます。

これまでは、西部地域に資源化の処理施設がないであるとか、市民負担の増になるであるとか、収集コストの増になるであろうということがありまして、課題が多く、即座での対応はできないということで考えておりました。このたび、令和14年度以降に新たなごみ処理施設を設置するに当たりまして、組合、構成市町村と協議をする中で、新しい処理施設の規模なども検討するという必要もあり、協議をする中で方向性を定めたということでございます。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** これまでとのプラの資源化の考え方は変わってないということで、これでも、議会の説明では、資源化するにも近隣に会社がない、会社というかそういう企業がないっていうふうなことも言われたわけですが、これからそれは解決されるということ。それから、だからといって市民負担増にはなってはいけないと、住民負担増にはなはけないと思うんですけども、そういったことはこれから解決のためにさらに検討を進めるというぐらいの状況ですか、今は。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 市民の負担の増というところでお答えをさせていただきますと、確かに新たな分別区分を設置するというので、そのところだけを捉まえると負担増ということもあるかもしれませんが、一方で、これまでプラスチックにつきましては、軟質プラスチックは可燃ごみ、硬質プラスチックは不燃ごみという区分になっておりましたので、搬出されるときに悩まれるってということがありました。それが、プラスチック類ということでまとめて出せるようになりますと、その部分では負担軽減にもなるということも考えられまして、住民の方の理解は得られるのかなというふうに考えているところでございます。

**○今城委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後0時08分 休憩**

**午後1時12分 再開**

**○今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から2件の報告がございます。

初めに、令和4年度地域密着型サービス事業者公募選定に関する経過報告について、当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 長寿社会課から、令和5年度に繰り越している認知症グループホームの開設補助金につきまして、事業者から計画変更の申出があり、本市としてこれを承認することといたしましたので、その経過等について報告いたします。資料のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、経過でございますが、令和4年度にグループホームを開設する事業者の公募を行い、地域密着型サービス運営委員会の審査を経て、事業者選定を行いました。その際、事

業者には地域住民への理解を得るよう努めることなどを求める附帯条件を付しております。しかし、その後も状況が進展しない中で、このたび事業者から建設予定地の変更の申出があったものでございます。計画変更につきましては、事業者から本市に補助事業等変更申請書の提出がございまして、変更の内容が、当初公募をしておりました3中学校区内への変更であり、本市としての目的にも沿っていること、補助金額に変更がないことを確認し、受理をいたしております。また、当該補助金は県の間接補助金であることから、県と協議を行い、計画の軽微な変更として取り扱うことに了承を得られたので、軽微変更の手続を進めたものでございます。

今後の対応につきましては、事業者への補助金等変更承認の決定を行いまして、新たな予定地における事業の進捗管理及び事業者への指導を行うこととしております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** この案件は、もともと行政の不手際もあった案件だというふうに思うんです。この経過のほう見させてもらおうと、心証としては自治会が何かごねているっていうか、そういう印象を受けるような書きぶりがしてあるんですけれども。というのは、事業所側には問題なかったけれども、今回新たに予定地を変えて申請すると。そうすると、そのまま補助金金額にも変更がないことを確認して、8月7日に受理したということになってるんですけれども、このことに関しては、大いに長寿社会課としても反省するところがあったんじゃないかというふうなことは、私は指摘したいというふうに思いますし、この報告は運営委員会、米子市地域密着型サービス運営委員会などで度々報告されていると思うんですけれども、この変更について、運営委員会からはどんな意見が出たのか伺います。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 資料のほうに書かせていただいております、米子市地域密着型サービス運営委員会のほうに報告をさせていただいてるところでございますが、そこで出ております主な意見といたしましては、今後、新しい建設予定地のほうで、そういった地元自治会等含め地域住民の方への説明をしっかりとすることは必要だということ強く意見として伺っております。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今後の予定地で、地域住民との意見の調整をきちんとしてほしいということはおもってもだというふうに思いますけれども、この補助金の取扱いとして、この場所が駄目だったからこっちにしましたよって、体裁っていうか、それはもともとの用地に変更はないですということがあったとしても、どうなんでしょうか。運営委員会では、ただ、してくださいねということだけじゃなくて、補助金は出すのにもう1回審査しなくてもいいのかとかいうような意見は出ませんでしたか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** もう1回やり直すということの件でございます。確かに、委員会のほうの中でそういった御意見もあったところでございます。これにつきましては、グループホームの運営の内容、その分には変更がないところでございます。また、当初、広報で

示した校区内でもあるということもありまして、また、土地計画にも変更がない、軽微な変更だということで、問題のないものということで取り扱わせていただきたいということでお話をさせていただきました。我々といたしましても、グループホーム、設置の少ないところに1軒でも多く建てて、建設して、充実した介護保険にしていきたいという思いもございますので、そういったことで変更、軽微変更ということでさせていただいたところでございます。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 私も、この認知症高齢者グループホームの整備っていうのは必要だというふうに思っていますけれども、この事業者に対して非常に不信感があるので、このまま何事もなかったかのように報告されて、そのまま場所を変えてやりますという経過報告についてはちょっと承服しかねるということは言っておきたいと思います。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種について、当局の説明を求めます。

渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種につきましては、8月24日のプレスリリースに併せまして、委員の皆様にも情報提供をさせていただいておるところでございますが、米子市でも昨日から接種を開始いたしましたので、改めて接種体制の概要等を報告させていただきます。

そうしますと、資料の順番にお進みいたします。まず、1番の接種体制ですけれども、市内の医療機関における個別接種のみで実施をいたします。2番、接種対象者につきましては、初回接種、これは5歳以上では1、2回目の接種、4歳以下では1、2、3回目の接種を指しますけれども、初回接種が完了し、前回接種から少なくとも3か月経過している、生後6か月以上の全ての方を対象といたします。接種期間につきましては、昨日9月21日から今年度いっぱい、令和6年の3月31日までとなっております。4番、接種回数につきましては、期間内に1回、公費負担による無料接種ということとなっております。5番、使用するワクチンにつきましては、オミクロン株XBB.1.5対応の1価ワクチン、これはファイザー社とモデルナ社のワクチンを使用いたします。

6番の接種券等の発送についてですが、対象者の状況に応じまして、2つの方法を今回取っております。(1)ですけれども、上記2の対象者のうち、令和5年春開始接種の接種済みの方、それから令和5年春開始接種の対象者でなかった方につきましては、お手元に接種券一体型予診表をお持ちではありませんので、9月1日に接種券一体型予診表を発送いたしました。また、それ以降に前回接種から3か月を迎えられる方につきましては、毎週発送をしていくことといたしております。(2)ですけれども、上記2の対象者のうち、令和5年春開始接種の対象者であった方のうち、春に未接種の方、この方につきましては、令和5年秋開始接種のお知らせはがきを9月1日に発送いたしまして、春開始接種時にお送りをした接種券一体型予診表を秋接種に使用できること、それからまた、お手元にない場合の交付方法等についてお知らせをしたところでございます。続きまして、7番、予約です



けども、これは各医療機関のほうへの直接予約ということといたしております。

8番、その他です。初回接種につきましても、今年度いっぱい、令和6年3月31日まで引き続き実施をいたします。それから、今回の秋開始接種につきまして、接種の努力義務につきましては65歳以上の高齢者、それから生後6か月以上で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクの高いと医師が認めた方に適用をされます。問合せにつきましては、専用のコールセンターは設置をせずに、電話等によるお問合せにつきましては、健康対策課内新型コロナウイルスワクチン接種推進室のほうで対応をいたします。

接種を希望される全ての方が速やかに安全に接種ができるように、接種体制を整えていきたいと考えております。以上です。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** クラスターの発生など、増えているというふうに思うんですけども、この接種希望者も増えるんじゃないかというふうに思いますが、この計画では6万3,000人分ということで、この供給量は確保される見通しなんでしょうか。

**○今城委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 現状のワクチンの確保状況でございますけども、今、国のほうが、この秋接種用にXBB対応ワクチンのほうを、現在2,500万回分契約をして購入するというになっておりまして、接種状況を見ながら、今後追加購入等を行って供給をするということになっております。それに伴いまして、現在、その2,500万回分のうち、米子市に供給される量っていうのは既に決まっておりますけども、それ以降のものというのはまだ分かっておりませんので、現状では全部の方が接種できる量は確保できていないという状況でございます。今、県を通じまして、各市町村からも同じ意見が出ておりますけども、早くワクチンの供給量を示していただきたいということで、国のほうに要望させていただいているところでございます。以上です。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 分かりました。ぜひ、必要なものが確保できるように努力をお願いいたします。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、民生教育委員会を閉会いたします。

**午後1時26分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子